

ステップアップ研修Ⅰ・Ⅱ、ミドルマネジメント研修実施要項

平成30年2月

1 目的

教職員評価の取組等を通して把握したよさや課題に基づいて、計画的・継続的に学習指導、生徒指導、校務分掌等職務に関する資質能力の向上を図る。

2 研修対象者

公立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教諭（対象者は、4月に総合教育支援センター所長から関係学校長に通知する。）

3 受講する年度

研修講座	対象年度
ステップアップ研修Ⅰ	教職経験年数4・5年次のいずれか1回
ステップアップ研修Ⅱ	教職経験年数7・8・9年次のいずれか1回。ただし、職務別研修Ⅰを受講した教諭は除く。
ミドルマネジメント研修	教職経験年数14・15・16年次のいずれか1回。ただし、職務別研修Ⅳを受講した教諭は除く。

※山口県採用年度を1年次とし、休職期間等を除かない年数とする。なお、本県以外での公立学校における正規採用期間（1年未満切り捨て）を加える。

※各講座とも該当教職経験年数のうちに1回受講する。

4 研修内容

ステップアップ研修Ⅰ・Ⅱは、専門研修のうち、キャリアアップ研修（教科研修、教育相談研修、特別支援教育研修、情報教育研修、課題別研修）から選択する。

ミドルマネジメント研修は、専門研修のうち、マネジメント研修から選択する。

5 受講申込

教職員評価の取組等における職務分類である学習指導、生徒指導、校務分掌等に相当する各研修（上記「4研修内容」）から、教職員一人ひとりの適性や能力に応じて研修講座を選択し、上記3の適切な年度に校長を通じて、所定の申込手続きを行うものとする。

申込方法等については、年度ごとに総合教育支援センター所長から各学校長に通知する。

6 受講決定

年度の定員内で受講の可否を決定し、総合教育支援センター所長から関係学校長に通知する。

7 経過措置

平成29年度職務別研修Ⅱの通知を受けていたが受講できなかった教諭で、平成30年度に教職経験年数10年次の教諭は、平成30年度に限りステップアップⅡでの申込みを受け付ける。ただし、定員等の状況により受講できない場合もある。

8 その他

- (1) 育児休業、休職等により、該当年度に受講できない場合は、学校長が県教委と協議して、別に定める期間内に受講することができる。
- (2) 対象者が、該当年度に管理職又は教育委員会事務局等の職員となった場合は、対象外とする。